

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立高倉小学校

校長名 佐藤 英樹 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

高倉小学校は、変化の激しい時代を生きる中で、自らのよさや可能性に気付き、主体的に学び続けながら、地域や社会と関わり、よりよく生きようとする児童を育成する。そのために必要となる一人ひとりの「生きる力」を高め、自尊感情を育み、前向きに生きていこうとする態度を養う。また、全ての命を愛し、多様な価値を理解するとともに、地域に生きる「共生社会」の担い手として、共に生きることを「喜び合える子」の育成をめざし、以下に具体的目標を設定する。

○元気に遊ぶ

○本気で学ぶ

○正しく生きる

重点目標・・・「本気で学ぶ」に重点を置き、将来の生き方や社会とのつながりを意識した学びを通して、「生きて働く知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、そして「学びに向かう力、人間性等」の醸成を図る。

(2) 特別支援学級の教育目標

学校の教育目標を受け、児童の実態を考慮するとともに、将来の自立に向け、めざす児童像を設定する。

・元気になかよく遊ぶ ・しっかり勉強する ・自分のことは自分でする ・最後までやりぬく

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

児童にとって「わかる・できる・たのしい」学習活動を展開し確かな学力の育成を図るために、1人1台の学習用端末を効果的に活用した授業についての研究・研修をすすめ、授業の改善・工夫、指導力の向上を図る。

イ 豊かな心の育成

生命及び人権の尊重を不変の価値とし、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、児童の豊かな心と他者を思いやる気持ちを育む。

ウ 健やかな体の育成

健康・安全教育の充実を図り、すすんで心や体の健康づくりを実践する意欲を高め、規則正しい生活習慣を定着させる。また、食育や身だしなみ等に関する指導も充実させる。

エ 不登校児童への支援

① 児童及び保護者との信頼関係を構築し、必要な情報提供や助言、ICT機器等を活用した支援、家庭への訪問や専門機関との連携を通して、児童一人ひとりの状況に応じた支援を行う。

② 個別対応の指導や別室環境を充実させ、社会的自立に向けた多様な教育環境を整える。

オ いじめ防止等の取り組み

児童一人ひとりが活躍できる場を設定し、互いに認め合える学校づくりを行い、自己肯定感、自己有用感を高めることを通じていじめの未然防止を図る。

カ 特別支援教育の充実

一人ひとりの児童の実態に合わせて、弾力的かつ積極的にたてわり班活動、委員会活動やクラブ活動、学校行事、教科学習等の計画を立て、通常の学級との交流及び共同学習をすすめるための連携を深める。また、校内の教職員と情報共有をし、特別支援教育の充実と理解啓発を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第一中学校グループ（第八小 大和田小 高倉小）】

「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、自らすすんで学び、体力を伸ばし、互いのよさを認める心を育むことである。そのために、あいさつ運動での直接的な交流や中学校の授業体験を行う。また、全教職員で分科会を年2回実施し積極的な意見交換を行う。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①一人ひとりに応じた課題をスモールステップで指導することで、生活に必要な基礎学力の習得を図る。問題解決的な活動を重視し、思考力、判断力、表現力等の向上を図る。
- ②児童の発達段階や生活年齢も考慮しながら、国語科、算数科の学習グループを編成する。個別の目標に基づく指導の充実を図り、児童がもつ能力を最大限発揮できるようにする。児童の興味・関心を活かした学習内容を取り入れ、また児童同士の話し合いの場面を意図的に作ることで、児童が主体的に学習し、他者との対話の中から学びを深めていけるようにする。
- ③生活単元学習では、季節の自然観察、学校行事や交流及び共同学習などの体験活動を通して、人・社会（地域）・自然との関わり方に気付くことができるようにする。身の周りのさまざまな事象に興味・関心を持ち、仲間と共有したり、協力したりすることの大切さを学ぶようにする。
- ④さまざまな運動を通して、運動に親しみ、運動技能や体力の向上、身体の発達を促す。「体幹」や「生活体力」の視点をもちながら、体育科の授業改善や姿勢を正す等の身体活動の日常化を推進する。また、休み時間の遊びも重視し、基本的な運動技能を高めていく。
- ⑤読書活動の充実を図るために、学校司書や保護者、担任による読み聞かせを十分に行い児童の心を豊かにするとともに学力の基礎を養う。
- ⑥1人1台の学習用端末を使用した学習では、最終的にスライドなどを使って発表などができるような指導を、発達段階に即して指導していく。
- ⑦外国語を用いたロールプレイやゲーム、歌などの活動を通して、外国語を用いて音声面を中心としたコミュニケーションを図る楽しさを味わわせるとともに、さまざまな国や地域の言語や文化に興味関心をもつことができるようにする。

イ 総合的な学習の時間

- ①栽培から収穫、その収穫物を利用した調理学習、その中での消費生活や環境学習（ごみの分別等）へと、児童にとって一連の活動となるように計画し、課題や問題を解決する力を育む。
- ②調べ学習においては、インターネットや学校図書館を活用したり学校司書と連携したりすることで、児童の興味・関心を広げ、理解を深める。1人1台の学習用端末を効果的に活用し、視覚的に支援する。
- ③自分たちが生活する八王子市についての郷土学習を通して、八王子市の伝統と文化に触れ、郷土愛を深めると共に、地域の一員としての意識を高める。

ウ 特別活動

- ①学級での話し合い活動や、児童が企画、立案した学級活動の運営などを通して、集団で一つの目標に向けて活動する楽しさやルールの大切さに気付かせるとともに、自分の役割を果たし、協力し合う態度や社会性を培う。
- ②集団宿泊的行事を通して規則正しい生活習慣についての意識を高めていくとともに、自然・科学的事象や将来の職業、生活を豊かにする余暇活動等のさまざまな体験活動を通して、児童が自分で考え行動する力を伸ばす。

エ 自立活動

学校生活の中で、一人ひとりの個別指導計画と学校生活支援シートを基に、以下の項目を指導する。

- ①各教科を合わせた指導を行い、生活のリズムや生活習慣の形成を促し、健康状態の維持・改善を図る。
- ③ひも結びや折り紙等の取組により、手指の技巧性を高め日常生活の基本動作や作業能力の向上を図る。
- ④情緒の安定を図り、社会生活に必要なコミュニケーションの基礎的能力を育てる。
- ⑤「自分のことは自分でする」場面を、意識的に設ける。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ①「生命の尊さ」「相互理解と寛容」「よりよく生きる喜び」を重点とし、多様性への理解を深め、相手を尊重する態度を養い、共生社会を生きる基礎を培う。
- ②道徳教育全体計画及び別葉を基にして、教育活動全体を通して計画的に取り組み、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等、道徳性を養う。
- ③道徳授業地区公開講座を通して、児童の豊かな心を育むために学校、家庭及び地域でできることについて意見交換を行い、保護者・地域と連携した道徳教育の充実を図る。

(3) キャリア教育

- ①学校生活支援シート及び個別指導計画を活用して、一人ひとりの児童のよいところを見付け、自己肯定感を育てるとともに、職業にはさまざまな種類があることやゲストティーチャーから聞き取ったやりがいなどを知り、将来の夢や進路を主体的に考える態度を育てる。
- ②保護者との相互理解を深めながら、児童一人ひとりの可能性、将来性を見通したキャリア教育を行う。また、はちおうじっ子キャリアパスポートを児童理解の引継ぎ資料として活用し、児童の能力、適性や進路希望等に基づいて適切な助言や支援を図り、中学校との連携も密にする。
- ③植物の栽培、掃除方法の指導、地域巡り、宿泊学習などを通して、具体的な職業や地域に興味をもたせ、働くことへの意欲を高める。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ①学級の約束を明確に提示し、日常的に意識して生活できるように指導を行う。肯定的な言葉掛けを行うことで教師と児童との信頼関係を築くとともに、児童同士が認め合いよりよい人間関係を構築できるよう教職員全員が同じ方針で児童の指導にあたる。
- ②セーフティ教室や薬物乱用防止教室、交通安全教室等を通して危機回避に対する意識を高め、家庭・地域と連携した安全指導の充実を図り、組織的・計画的に児童の健全育成を図る。
- ③生命（いのち）の安全教育の取組として、日常的に自分と他者の体を大切にすることを意識付けていくとともに、児童の発達段階に応じて必要な場面で個別に安全な意思決定や、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるよう繰り返し指導を行う。

イ いじめ防止の取り組み

- ①毎週の「いじめ対応のための時間」では、児童の情報共有や具体的対応についての協議を行い、いじめに関する記録を確実に取る。そして全教職員で組織的にいじめ対応に取り組む。
- ②「高倉小いじめ防止基本方針」を基に、いじめの起こりにくい学校風土を醸成する。生活アンケートや児童からの聞き取り等を丁寧に活用し、早期発見・早期対応を行う。また、安心して相談できる環境づくりに努める。

ウ 不登校児童への支援等

個票システムを活用した組織的・継続的な不登校対策を進める。登校支援コーディネーターを中心に、児童や保護者の状況についての情報共有を毎月行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談心理士等と連携し、児童の社会的自立を目指した継続した支援をすすめる。

(5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマム）

「はちおうじっ子ミニマム」を参考に、個に合わせたきめ細かい学習指導を行い、社会生活を営む上で必要な基礎的・基本的な知識の定着を図る。

(6) 特色ある教育活動等・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との連携

- ① 行事や縦割り班活動、交流授業等を通し、通常の学級の児童との交流活動を行い、集団の中での生き方に気付かせ、思いやりの心や協力する態度を育てる。
- ② 調理実習・宿泊学習等の生活単元学習を通して、集団生活の喜びと同時に、自分のことは自分ですという自覚と自立心を育て、生活体験を豊かにする。
- ③ 障がいのある児童の理解啓発に努め、通常の学級へ理解教育を実施したり、地域の保・幼・小・特別支援学級との交流学習を通して相互理解を深めたりする。
- ④ 学校生活支援シートの趣旨を活かして児童一人ひとりのニーズに的確に応じられるよう、家庭や関係諸機関との連携を図る。特に家庭と連携したスモールステップでの自立登下校プログラムの実施などをはじめとした自立に向けての方策に関する連携を密にする。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

（取組1）義務教育9年間で育てたい児童・生徒像「自らすすんで学ぶ児童・生徒」「お互いのよさを認め合い他者を尊重する児童・生徒」「自ら体力を伸ばす児童・生徒」をめざし、児童・生徒の情報の共有化と家庭学習や自学自習の定着化、あいさつの仕方、体力づくり等の共有化を図る。また、児童・生徒同士の交流活動を実施し、円滑な小中の接続を図る。

- （取組2）年3回の小・中学校での共同研修を通し、はちおうじっ子サミット、学力向上、特別支援教育、ICT教育等の現状と課題の共通理解を図り、系統的指導を行う。

（取組3）青少年対策第一地区委員会主催の地域清掃活動等の合同行事を通して、地域の子どもは地域で育てる意識を醸成する。

ウ その他

- ① 「保・幼・小の架け橋カリキュラム」を活用し弾力的な時間割の設定などの実践を図るとともに、「幼保小連携の日」には児童と園児との交流や、教職員との交流を計画的に行い、円滑な接続をはかる。
- ② 「情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通して、正しい情報の見極め方や著作権・個人情報保護についても正しく理解し、適切に行動する資質・能力を系統的に育成する。
- ③ 地域活動参加を奨励し、児童の地域活動における活躍を全校朝会で随時表彰し、その取組を積極的に評価する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	17	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	17	202
2	18	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	17	203
3	18	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	17	203
4	18	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	17	203
5	18	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	18	204
6	18	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	17	203
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業日 7月18日から8月25日まで。 ・開校記念日 6月1日は授業日とする。 ・都民の日 10月1日は授業日とする。 ・第1学年は1学期始業式に出席しないため、1日減。 ・第1学年から第4学年は3月の卒業式に出席しないため、1日減。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

①各教科

区 分		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	0	0	0	0	0	0
	社 会			0	0	0	0
	算 数	0	0	0	0	0	0
	理 科			0	0	0	0
	生 活	0	0				
	音 楽	0	0	0	0	0	0
	図 画 工 作	0	0	0	0	0	0
	家 庭					0	0
	体 育	0	0	0	0	0	0
	外 国 語					0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
知的障害者である児童に対する教育 を行う特別支援学校の各教科	教科名	内 容					
	生 活	周辺生活の処理、手伝いや仕事等（各教科等を合わせた指導で行う）					
	国 語	文字の読み書き・意思の伝達等					
	算 数	四則計算・お金・時計・長さ等					
	音 楽	季節の歌・合奏・合唱・鑑賞等					
	図画工作	絵画・粘土・鑑賞等					
	体 育	走る・体操・水泳・ボール運動等					
小 計	581	620	640	640	640	640	

②特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	生命の尊さ 相互理解と寛容 よりよく生きる喜び等		34	35	35	35	35	35
外国語活動	コミュニケーション 簡単な英単語等		0	0	15	25	25	25
総合的な学習の時間	交流・共同学習・探究的な学習		0	0	60(10)	73(10)	70(10)	70(10)
特別活動	話し合い活動 学級レクリエーション		34	35	35	37	37	37
自立活動	コミュニケーション 気持ちの安定等		0	0	0	0	0	0
小 計			68	70	145(10)	170(10)	167(10)	167(10)

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	基本的生活習慣の指導 手先の巧緻性の向上		62	65	40	40	40	40
遊びの指導			0	0	0	0	0	0
生活単元学習	行事の事前事後学習・調理・外国語活動等		139	155	155	165	168	168
小 計			201	220	195	205	208	208

④年間総授業時数 (①+②+③)

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考	ア 1単位時間 授業の1単位時間は、45分とする。 イ 特別活動 児童会集会活動、第4学年から第6学年はクラブ活動、第5学年と第6学年は委員会活動に参加する。 ウ その他 長期休業中に位置付ける学習内容 *総合的な学習の時間での実施 第3学年～第6学年 「調べてみよう、おうちの人の仕事」「調べてみよう、自分の興味ある仕事」10時間
-----	--